

令和 6 年度 公共下水道事業外
下水道管渠浚渫業務委託（上半期）

（業務設計図書） 設計書
（当初設計）

工事番号 下水道 第2号

路線名等

工事箇所 たつの市内一円

工 種 下水道（2）

契約数量表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
本工事費					
管路					
管渠清掃工	(管径200~350mm)				
管渠浚渫					
高压洗浄車清掃工					
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		1,000	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ200~250	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		0	
高压洗浄車清掃工	一般管渠 Φ350	m		0	
運搬処理工					

単価契約一覧表

施工番号	工種	区分	種別	細別	名称	規格	条件	代表	数量	単位	設計金額	契約
											対比率	金額
	管路	管渠清掃工	管渠浚渫	高压洗浄車清掃工	高压洗浄車清掃工	一般管渠 φ350	土砂深率40%	○	1	m		
1					"	一般管渠 φ200~250	土砂深率5%		1	m		
2					"	一般管渠 φ200~250	土砂深率10%		1	m		
3					"	一般管渠 φ200~250	土砂深率20%		1	m		
4					"	一般管渠 φ200~250	土砂深率25%		1	m		
5					"	一般管渠 φ200~250	土砂深率40%		1	m		
6					"	一般管渠 φ200~250	土砂深率50%		1	m		
7					"	一般管渠 φ350	土砂深率5%		1	m		
8					"	一般管渠 φ350	土砂深率10%		1	m		
9					"	一般管渠 φ350	土砂深率25%		1	m		
10					"	一般管渠 φ350	土砂深率40%		1	m		
11					"	一般管渠 φ350	土砂深率50%		1	m		
12				運搬処理工	揚泥車運搬工	龍野地区 運搬距離 L=19.9km	水切り有		1	m3		
13					"	揖保川地区 運搬距離 L=20.2km	水切り有		1	m3		
14					"	御津地区 運搬距離 L=14.6km	水切り有		1	m3		
15					"	新宮地区 運搬距離 L=27.1km	水切り有		1	m3		
16				発生土処理	汚泥処分費	有機汚泥(浚渫土)			1	t		
17				マンホール清掃工	マンホール清掃工				1	基		
18		仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	交通誘導警備員A				1	人		
19					交通誘導警備員B				1	人		

特記仕様書

工事名：下水道管渠浚渫業務委託（上半期）

工事場所：たつの市内一円

工期：着手日 ～ 令和6年9月30日

（特記仕様書の適用）

第1条 本特記仕様書は、上記記載の工事に適用する。

本仕様書の構成において条文番号が飛び番号となっているが、本工事に関する特記事項は記載事項のみが適用される。

見積参考図書は、工事施工における発注者の標準的な考え方を示したものであり、その記載内容については契約条件として取り扱われるものではない。

（適用する図書）

第2条 本工事の施工にあたっては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によらなければならない。

なお、以下の図書は随時改定が行われるため、常に最新の内容に基づき施工を行うものとする。

土木工事共通仕様書（兵庫県土木部）【令和5年10月改定】

土木工事施工管理基準（兵庫県土木部）【令和5年10月改定】

土木請負工事必携（兵庫県土木部）【令和5年10月改定】

下水道施設維持管理積算要領 -管路施設編- 2020年版

（公益社団法人 日本下水道協会）

下水道管路管理積算資料 -2023-

（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

（設計図書の照査等）

第3条 受注者は、施工に先立ち設計図書・数量・計算書、その他の照査、事前測量を行い、設計と現地の整合について、書面で監督員と協議・報告し、処理するものとする。

なお、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、処理するものとする。

（一般事項）

第4条 工事現場に隣接する土地（民地）にむやみに立ち入ってはならない。また、立会及び草木等の伐採を必要とする場合には、地権者の承諾を得るとともに周辺住民への工事内容等周知するものとする。民有地に無断で立ち入るなどし、地権者等とトラブルが生じた場合は、受注者の責任において解決するものとする。

2. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関しての苦情があった場合は、誠意をもってその解決にあたるものとする。

（支障物件の把握）

第5条 工事着手に先立ち、地下の埋設物や上空の支障物件などの工事に支障となるものの把握を行い、監督員に報告するとともに、該当物件の管理者と立会い必要な措置を講ずること。

また、占用物件の調整や移設が生じた場合、工程調整等について誠意をもって対応すること。

[龍野地区]

	支障物件名	管 理 者				
地上	電柱	関西電力	N T T	自治会		
地下	電線管	関西電力	N T T			
	上下水道管	たつの市 上水道課	たつの市 下水道施設課	たつの市 下水道管理課		

[新宮地区]

	支障物件名	管 理 者				
地上	電柱	関西電力	N T T	自治会		
地下	電線管	関西電力	N T T			
	上下水道管	たつの市 上水道課	(光都以外) たつの市 下水道施設課	(光都以外) たつの市 下水道管理課	(光都) 播磨高原広域 事務組合上下 水道事業所	

[揖保川地区・御津地区]

	支障物件名	管 理 者				
地上	電柱	関西電力	N T T	自治会		
地下	電線管	関西電力	N T T			
	上下水道管	西播磨水道 企業団	たつの市 下水道施設課	たつの市 下水道管理課		

(発生汚泥の搬出)

第6条 汚泥の搬出に際しては、水切りを行い汚泥のみを搬出すること。

吸引車のタンク内の汚泥量について、吸引前・吸引後・水切り後の状況をそれぞれ撮影し、実際の汚泥量を確認できるようにすること。

(施工内容)

第7条の1 本工事は、下水道施設課が管理する管路施設について、管渠内に汚泥等が堆積し、流れを阻害している場合の浚渫を行うものである。また、工期内で突発的な管路の閉塞が発生した場合、至急対応しなければならない。

- 2 本業務契約後、直ちに本業務監督員と工程及び現場調整のため調整会議を行う。
- 3 施工体制

緊急時は、早急な対応を要するため、監督員の指示に基づき緊急連絡体制を十分に確立すること。

4 受注者は、着手前に施工区間の隣接土地所有者及び関連施設等に事業説明を行うこと。また、作業時は公共樹の蓋を開け、民家及び処理場に洗浄による影響が無いよう対策を行わなければならない。

5 単価契約一覧表は、本業務内容を明示するものではなく参考資料とする。単価契約一覧表にない業務においては、精算時に明記するものとする。

(排出ガス対策型建設機械)

第7条の3 本工事において建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、受注者の都合で調達できない場合を含むものとする。なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

(道路付属物ならびに占有物件の処置)

第32条 工事施工のため支障となる道路の付属物並びに占有物件がある場合には、その処置について予め監督員と協議するものとし、その結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

(安全施設類)

第37条 識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。

なお、打合わせの結果または条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導警備員の有資格)

第43条 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)等に基づき、交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を規制箇所に配置するものとする。

ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等の打合せの結果、交通誘導員検定合格者(1級または2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

2. 受注者は、交通誘導警備検定合格者の写しを監督員に提出するものとする。

なお、交通誘導員A、Bの定義は次の通り。

交通誘導員A：警備の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員Aまたは2級検定合格警備員。

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの。

(交通誘導警備員の配置)

第 43 条の 2 工事の施工に当たっては、一般交通等に支障を及ぼさないよう作業時間中（休憩時間も含む）は、交通誘導警備員を配置し十分に注意して施工すること。

配置場所については監督員と協議すること。

ただし、交通整理は施工計画にて必要員数と配備計画を計上し、現場状況と関係機関との調整により監督員と協議した上で承諾を受け、旬報及び伝票により検認し、実働日数により設計変更の対象とする。

業務時に配置する全ての交通誘導警備員が各日毎、全人員の作業状況が確認できるよう黒板に日付を記載し業務中の全景写真等を撮影し、伝票等と共に提出すること。

(過積載による違法運行の防止について)

第 47 条 受注者は過積載防止について、その具体的内容を施工計画書に記載するものとする。

(出来形数量の提出)

第 78 条 受注者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出するものとする。また、これとは別に監督員が指示する場合は、その期日までに監督員に提出するものとする。

(提出書類)

第 136 条 別紙、たつの市工事関係提出書類一覧表による。

たつの市工事関係提出書類一覧表

時期	番号	提出書類名	部数	様式	提出日等
着手前	1	工事着手届	1	様式-4	工事着手後すみやかに
	2	工事施工計画及び工事下請負人等(変更)通知書	1	様式-8	契約締結時及び内容の変更後すみやかに ※下請負契約が130万円超の場合は誓約書徴取
	3	工程表(バーチャート式)	1	様式-5	契約締結後5日以内
	4	現場代理人及び主任技術者届	1	様式-6	契約締結後5日以内
	5	主任技術者経歴書	1	様式-7	契約締結後5日以内
	6	施工計画書(当初・変更)	2(1部返却)	様式-9	工事着手前まで、変更時はすみやかに
	7	交通誘導警備員の資格証明書(講習会受講証も可)	1(写)		施工計画書に添付
	8	施工管理計画及び施工管理担当者	1		施工計画書に添付
	9	計画工程表(1000万以上ネットワーク未満はバーチャート) 数量・構成比・工程曲線を記入	1		施工計画書に添付
	10	コリンズの登録(当初・変更) 請負金額500万円以上	1(写)	必4-35	契約後10日以内 (登録後すみやかに登録内容確認書を提出)
	11	施工体制台帳・施工体系図(下請契約のある工事)	1	様式-33	工事着手前まで ※下請負契約が130万円超の場合は誓約書徴取
	12	工事前材料使用確認・承諾願(当初・変更追加共)	2(1部返却)	様式9-2・10	使用前まで
	13	事前測量結果報告書	1		工事施工前まで
	14	特定建設作業の届出	1(写)	必17-1	施工計画書に添付
	15	道路使用許可証	1(写)		施工計画書に添付
	16	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	1	必13-23	施工計画書に添付
	17	中間前金払と部分払との選択に係る届出書	1	様式-22-2	契約締結時(部分払対象工事のみ)
	18	誓約書(市契約における適正な労働条件確保に関する要綱関連)	1	様式-8-2・3	契約締結時(下請契約用は下請契約締結時)
前払金申請時	19	公共工事前払金申請書	1	様式-22-1	請求しようとするとき ※支払希望月の前月15日までに担当課に請求する旨を事前申出のこと
	20	請求書	1	自由	請求しようとするとき
	21	履行保証証書	1		契約課へ提出
中間前払金申請時	22	中間前金払認定請求書	1	様式-22-3	認定を希望するとき
	23	工事履行報告書	1	様式-22-4	認定請求書と同時提出
部分払金請求時	24	中間前金払交付申請書	1	様式-22-5	請求しようとするとき ※支払希望月の前月15日までに担当課に請求する旨を事前申出のこと
	25	工事請負代金(部分払)申請書	1	様式-24	請求しようとするとき ※支払希望月の前月15日までに担当課に請求する旨を事前申出のこと
	26	出来高報告書(図面及び実施工程表添付)	1		請求しようとするとき
	27	工事写真	1		請求しようとするとき
工事施工中	28	請求書	1	自由	請求しようとするとき
	29	段階確認書	1	様式-28	希望日の前日まで
	30	立会願	1	様式-30	希望日の前日まで
	31	休日作業届	1	様式-29	作業予定の前日まで
	32	安全訓練等報告(議事録、写真添付)	1		毎月5日までに提出(1回/月)
	33	工事出来高報告書(実施工程表による)	1		毎月5日までに提出(1回/月)
	34	出来高数量計算書(最終)	1		工期の2週間前まで
	35	承諾図	1		工事施工前
	36	工事打合せ簿	2(1部返却)	様式10-2	7日以内
工事完了	37	工事完成届兼引渡書	1	様式-26	
	38	工事写真(施工順・工種毎に整理、コメント・計測寸法を記入)	1		
	39	出来高完成図書(平面図、縦断面図、横断面図、構造図等)	1		
	40	伝票「交通整理員及び使用材料(コンクリート・木材・アスファルト・土砂・碎石・残土・鉄筋、鉄骨等)」	1(写)		
	41	出来形管理図書(出来形総括表、成果表、管理図展開図、平坦性試験、舗装厚等)	1	必22-3	
	42	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	1	必13-21	
	43	産業廃棄物管理表(マニフェスト)計量伝票:D、E票(E票は完成後)	1(写)		
	44	産業廃棄物管理票交付状況総括表:数量原本を添付	1(写)	様式-25	
	45	品質管理図書(生コン、シュミット、塩分、コア、温度管理、現場密度、ミルシート、塗膜厚、資材強度試験報告書、保証書等)	1		
	46	工程管理図書(実施工程表(計画工程表に朱書き)、月間工程表)	1		
	47	安全管理図書	1		
	48	社内検査報告書	1		
	49	工事旬報	1	様式-31	
	50	請求書	1	自由	
	51	コリンズの竣工登録	1(写)		検査完了後10日以内

※ 必:土木請負工事必携 管:土木工事施工管理基準

※ 監督員と協議のうえ、必要書類を提出すること。

I. 管路施設清掃工仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、たつの市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の清掃工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- 1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規
- 2) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
- 3) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規
- 4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規
- 5) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規
- 6) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
- 7) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
- 8) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
- 9) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
- 10) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
- 11) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
- 12) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規

- 13) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
 - 14) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
 - 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
 - 16) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
 - 17) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
 - 18) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
 - 19) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
 - 20) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたいえ、作業に着手すること。
- ① 着手届
 - ② 現場代理人及び主任技術者届
 - ③ 工程表
 - ④ 職務分担表
 - ⑤ 緊急連絡届
 - ⑥ 清掃作業計画書
 - ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
- (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中、作業日報を監督員に提出すること。
- (4) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 完了届
 - ② 出来高調書
 - ③ 作業記録写真 (第 1 章「11. 作業記録写真」による。)
 - ④ 完了図書 1 式
 - ⑤ 請求書 (※検査合格後)
- (5) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに清掃の技術及び経験に有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任技術者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、工事施工計画及び工事下請負人等通知書により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ぜることができる。

この場合は、請負者は、ただちに必要な措置を講じること。

8. 隣接土地所有者等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、隣接土地所有者等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、隣接土地所有者等からの要望、もしくは隣接土地所有者等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、隣接土地所有者等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 下請負人等が前項の行為を行なった時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を

受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。

- (2) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、出来高報告書及び清掃土砂発生量報告書により、作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日・休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

11. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 作業前写真については、汚泥等の堆積状況（堆積高）が把握できるよう撮影すること。
- (3) 吸引車による作業を行う際は、各箇所での汚泥量を確認できるよう写真を撮影すること。
- (4) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (5) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (6) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (7) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。
- (8) 撮影頻度
- ① 伏越し箇所：全箇所撮影すること。
 - ② その他：1 スパンに1 箇所の割合で撮影すること。
 - ③ 堆積量：各マンホール毎に堆積量がわかる写真を撮影すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内清掃工と明示した標識を設けるとともに、夜間には

十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署の報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清 掃 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

機械による清掃作業

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管渠を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。
- 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、受注者の負担とする。

第4章 その他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、監督員と協議の上、検査のために必要な書類（日報、写真、完了図書等）及びその他指示する資料を提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設の破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受け処理すること。
- (4) 汚泥等の搬出を要する場合、事前に監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業時の実施に伴い、換気、照明の対策や、酸欠空気・有害ガス等の吸入防護対策が必要である場合は、監督員と協議の上、変更設計の対象とする。